記者発表資料

平成２４年　７月　３日
北上川下流河川事務所

堤防刈草の一般提供を行います

北上川下流河川事務所では、平成24年3月2日及び6月14日付けの宮城県畜産課記者発表「飼料の暫定許容値見直しによる牧草の利用自粛について」及び「石巻市旧河北町における平成２４年産永年生牧草の利用自粛について」を受けて、河川堤防における刈草提供の可否について、宮城県畜産課の指導を受けていたところです。

標記については、平成24年6月25日付けの記者発表『堤防刈草の一般提供を行います』において、一部調査の残っていた飯野川出張所管内以外の一般提供をお知らせしたところでありますが、このたび飯野川出張所管内の調査についても完了しました。

この飯野川出張所管内についても、ゲルマニウム半導体検出器による「堤防刈草の放射性物質モニタリング調査結果」を受け、『牛用飼料の暫定許容値を下回っていることが確認されたことから、生産者あてに堤防刈草の提供を行って差し支えない』という判断が宮城県畜産課からありました。

これにより、自粛要請地域対象であった大崎・鹿島台・米谷・涌谷・鳴瀬・飯野川出張所の６管内全て（鳴瀬川、吉田川、江合川、旧北上川、北上川）において、堤防刈草の一般提供を行います。

なお、今回の対象は、当事務所で調査を実施した堤防のみに限定したものであり、河川敷等は別扱いとなります。

北上川下流河川事務所ホームページ　http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/

＜発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ＞

問　合　せ　先
国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所 〒986-0861 石巻市蛇田字新下沼８０ TEL０２２５－９４－９８５２（管理課直通） 管理課長　　畑　山　作　栄（はたやま　さくえい）